

管理 No.

## E4603 建設廃棄物の処理

\* 改訂箇所は下線で明示

Rev.8 180502

## 目次

1. 作業指示	.....3
2. 分別	.....3
3. 仮置き	.....3
4. 搬入	.....3
5. 監視	.....4
6. マニフェストの管理	.....4
表 1. 廃棄物の種類	.....5
表 2. 廃棄物の処理区分	.....5

## 1. 作業指示

- (1) 現場代理人は、「現場 EM プログラム」及び「環境管理実施計画表」又は「簡易施工計画書」に基づいて廃棄物の処理を行う。

(注：「簡易施工計画書」は受注金額 4000 万円以下の小規模工事において使用する。)

- (2) 現場代理人は、廃棄物の分別、仮置き時の注意事項を、協力会社に伝達し作業させる。

## 2. 分別

廃棄物は、表 1. 廃棄物の種類にしたがい分別する。

## 3. 仮置き

- (1) 仮置き場を設置した場合は、現場代理人が管理する。
- (2) 廃棄物は、種類毎に仮囲いして、他の物と混ざらないようにする。
- (3) 種類毎に、廃棄物の種類名、社名及び連絡先を明記した標識を立てる。
- (4) 仮置き時に粉塵の発生が予測される場合は、「E4608 粉塵の管理」にしたがって粉塵対策を実施する。
- (5) 仮置き場がない場合は、分別して処理施設へ直接搬入する。

## 4. 搬入

- (1) 産業廃棄物は、現場代理人が、表 1. 廃棄物の種類の種類毎に運搬業者及び処分業者と契約し、マニフェストを作成して処理を委託する。
- (2) 主に発生する産業廃棄物の種類、処理施設の区分は、表 2. 廃棄物の処理区分に示す。
- (3) 現場代理人は、表 1. 廃棄物の種類に示されていない廃棄物が発生した場合は、関係先等から情報を入手して適切な運搬業者及び処分業者を選定する。

県内の再生施設は、「三重県産業廃棄物税条例に係る再生施設」を優先して選定する。

## 5. 監視

現場代理人は、廃棄物の分別、仮置き、搬出が、適切に実施されていることを目視にて監視する。

## 6. マニフェスト及び産業廃棄物処理依託契約書の管理

マニフェストの管理は、ISOG が、以下の事項を含め、「E3202 環境法規制等登録表」の 8. 廃棄物処理の項に従って行う。

- (1) マニフェストは、産業廃棄物の種類別、発行年度(4月1日-3月末日)別にファイルして、5年間保管管理する。
- (2) 年度毎に「産業廃棄物管理台帳」を作成し、5年間保管管理する。
- (3) 年度毎に、「産業廃棄物管理票交付状況報告書」を作成し、6月末日までに知事に提出する。
- (4) 年度の産業廃棄物発生量が 1000t を越えた場合、県の規定に定める「産業廃棄物適正管理計画の実施状況及び今年度の計画」を作成し、6月末日までに知事に提出する。
- (5) 年度の産業廃棄物発生量が 1000t を越えた場合、廃棄物処理法に定める「産業廃棄物処理計画実施状況報告書及び処理計画書」を作成し、6月末日までに知事に提出する。
- (6) 年度の特別管理産業廃棄物発生量が 50t を越えた場合、県の規定に定める「特別管理産業廃棄物適正管理計画の実施状況及び今年度の計画」を作成し、6月末日までに知事に提出する。
- (7) 年度の特別管理産業廃棄物発生量が 50t を越えた場合、廃棄物処理法に定める「特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書及び処理計画書」を作成し、6月末日までに知事に提出する。
- (8) 年度の課税対象産業廃棄物発生量が 1000t を越えた場合、県の規定に定める「産業廃棄物税申告書」を作成し、7月末日までに県税事務所長に提出し、納税する。
- (9) 運搬業者及び処分業者との契約書は、産業廃棄物処理依託契約書ファイルで 5年間保管管理する。

表 1. 廃棄物の種類

廃棄物の種類		内容
産業 廃棄物	1	汚泥 杭打ち時に発生する泥、セメント混じりの泥、掘削、水替え時に発生する泥
	2	廃油 廃油、廃溶剤の内、常温で固形状のもの
	3	廃プラスチック類 合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず等
	4	ガラスくず ガラス繊維くず、スレート(非飛散性)、石膏ボード等
	5	コンクリートがら(がれき類) 工作物の新築、改築及び除去に伴って生じたコンクリートがら
	6	アス・コンがら(がれき類) 工作物の新築、改築及び除去に伴って生じたアス・コンがら
	7	アスファルトがら(がれき類) 工作物の新築、改築及び除去に伴って生じたアスファルトがら
	8	その他のがれき類 土砂、コンクリートがら、アス・コンがら、陶磁器くず等の混合物で、再生不可のがれき類
	9	木くず 工作物の新築、改築及び除去に伴って生じた木くず
	10	紙くず 工作物の新築、改築及び除去に伴って生じた紙くず
	11	金属くず 金属くず
	12	引火性廃油 廃揮発油等の引火点が70℃未満のもの (注：特別管理産業廃棄物)
	13	飛散性廃石綿 レベル1、レベル2のもの(注：特別管理産業廃棄物)
一般廃棄物		現場作業所で発生する生活ごみ

表 2. 廃棄物の処理区分

廃棄物の種類		処理施設の区分
産業 廃棄物	1	再生施設
		中間処理(脱水)
		最終処分場
	2	中間処理(焼却)
	3	中間処理(破碎)
	4	再生施設(石膏ボード)
		最終処分場(スレート、ガラスくず)
	5	再生施設
	6	再生施設
	7	再生施設
	8	最終処分場
	9	再生施設
		中間処理(破碎)(堆肥化)(焼却)
10	中間処理(破碎)	
11	再生施設	
12	中間処理(焼却)	
13	最終処分場	
一般廃棄物		